

LGBT理解増進法の改正を求める意見書

2023年6月13日、「理解増進法」が可決されました。「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意するものとする」とする条文に「この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする」との条文が加筆されました。この「留意」は、実質的に多数派に配慮する規定として機能します。学校での教育・啓発では「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」との規定により、地方自治体、事業者、学校の教育啓発や相談体制の整備などすべてに適用されることとなります。

LGBT理解促進法は、当事者が求めてきた法案とは真逆の内容であり、当事者にさらなる生きづらさを強いる内容となっているとの懸念が大きく広がっています。「理解増進法」は、その名称とは裏腹に、当事者の差別や困難をなくす取り組みに対する「規制」に正統性・法的根拠を与えるものとなっていることは、看過できません。

よって、東村山市議会は、可決したLGBT理解増進法に対して、抗議の意を表し、この理解増進法を、本来の目的に即し、当事者の差別を解消する法へと改正することを政府に求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月16日
東村山市議長 小町明夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
総務大臣